2

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（管轄区域の特例） **第二十八条**　（略）		
事務	地方環境事務所	区域
第三条第十三号及び第十四号、第四条第一号から第十号まで及び第十七号から第三十二号まで、第五条第一項第一号から第二十一号まで、第七条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第八条第一号から第十一号まで、第二十号、第二十一号及び第二十七号から第三十九号まで並びに第九条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第九条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第七条第八号及び第十九号並びに第九条第八号及び第十三号並びに第十一条第一号に掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号及び第十三号並びに第十二条第一号及び第二号に掲げる事務（第八条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	（略） （略） （略）
		磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。） （略）
	東北地方環境事務所	（略） （略） （略）
		国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域 （略）

改正前

（管轄区域の特例） **第二十八条**　（略）		
事務	地方環境事務所	区域
第三条第十三号及び第十四号、第四条第一号から第十号まで及び第十七号から第三十二号まで、第五条第一項第一号から第二十一号まで、第七条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第八条第一号から第十一号まで、第二十号、第二十一号及び第二十七号から第三十九号まで並びに第九条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第九条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第七条第八号及び第十九号並びに第九条第八号及び第十三号並びに第十一条第一号に掲げる事務（第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号及び第十三号並びに第十二条第一号及び第二号（国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）に掲げる事務	東北地方環境事務所	（略） （略） （略）
		磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 （略）
	東北地方環境事務所	（略） （略） （略）
		国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 （略）